

# 国民健康保険税の税率を見直します

保険年金課 ☎048(473)1645

国民健康保険税は、基礎課税分(医療分)に後期高齢者支援分と介護分(40歳～64歳のみ)を合算し、世帯1年間の税額を決定しています。

市では、国民健康保険制度の安定的な運営のため税率の見直しを行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

## 見直しの内容

|      | 基礎課税分(医療分) |     |         |        | 後期高齢者支援分 |         | 介護分  |         |
|------|------------|-----|---------|--------|----------|---------|------|---------|
|      | 所得割        | 資産割 | 均等割     | 平等割    | 所得割      | 均等割     | 所得割  | 均等割     |
| 見直し前 | 7.3%       | 10% | 21,000円 | 5,000円 | 2.4%     | 10,500円 | 2%   | 11,000円 |
| 見直し後 | 7.35%      | 廃止  | 32,800円 | 廃止     | 2.4%     | 13,300円 | 2.2% | 14,100円 |

## 見直しの経緯

### 一人あたりの医療費などの増加

団塊世代の後期高齢者医療制度への加入や社会保険の適用拡大の影響により被保険者数は減少傾向です。しかし、医療の高度化や後期高齢者の増加により、一人あたりの医療費や後期高齢者医療、介護保険への支援金は増加傾向であり、今後も安定した運営を行う財源を確保するため、税率の見直しが必要な状況です。

| 年度    | 金額       |
|-------|----------|
| 令和3年度 | 357,252円 |
| 令和4年度 | 357,055円 |
| 令和5年度 | 363,066円 |

▲一人あたりの医療費額

### 県が定める標準保険税率への対応

国民健康保険制度における自治体間の負担の公平性を確保するため、県では「第3期埼玉県国民健康保険運営方針」において、将来的な税率の県内完全統一を見据え、令和9年度には県が市町村ごとに定めた税率(標準保険税率)の適用を目指しています。

現在、県内の各市町村においても標準保険税率に円滑に移行できるよう、税率の見直しが行われています。

### 法定外繰入額(赤字)の増加

これまで財源不足を補うために、法律に負担の根拠がない一般会計からの補てん(法定外繰入)を行ってきましたが、税率の見直しを行った令和6年度の当初予算においても、4億5,000万円の法定外繰入額を計上せざるを得ない状況でした。県の運営方針では、各市町村に対して令和8年度末までに法定外繰入金をなくすことが求められています。なお、本市では急激な負担増を避けるため、令和7年度予算においても法定外繰入を引き続き行います。

| 年度    | 金額      |
|-------|---------|
| 令和3年度 | 10,569円 |
| 令和4年度 | 22,493円 |
| 令和5年度 | 36,878円 |

▲一人あたりの法定外繰入額

# 低所得者支援給付金の申請はお済みですか

共生社会推進課 ☎048(456)5364

**対象** ①令和6年12月13日時点で志木市に住民登録があり、令和6年度住民税非課税の世帯

②①に該当し、同世帯内で扶養している18歳以下の子どもがいる世帯

**支給額** ①30,000円 ②子ども一人あたり20,000円を加算

**申請方法** 4月30日(水)(当日消印有効)までに確認書を返送、確認書に記載の申込みフォームまたは申請書を提出

▼対象世帯には2月に確認書を送付しています。

▼詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ